

元禄国絵図の調製と国境整備

—筑前福岡藩の場合—

川 村 博 忠

一、はじめに

徳川幕府は元禄年間に全国的な国絵図改訂事業を行なった。元禄十年に諸国の主たる大名に命じてこの事業を開始し、同十五年末迄に総葉八十四張の新国絵図を収庫して事業を成就させた⁽¹⁾。幕府はこの国絵図改訂事業で国境・郡境の整備を重視し、新国絵図調製に際しては隣国との国境の相互確認を義務づけた。この結果、元禄年間の国絵図改訂を機に全国の多くの国境論地が一掃され、国境が糾正される結果となった。本稿では国絵図改訂に際して幕府が示した国境記載に関する通達の内容と、それに従って実際に国絵図改訂を進め、国境整備を行なった筑前福岡藩の場合を紹介するものである。

二、幕府が示した国境覚書

幕府は元禄十年（一六九七）閏二月四日、大目付仙石伯耆守の名で諸藩の留守居を評定所に招集し、寺社奉行井上

大和守を通じて国絵図の改訂を命じた⁽²⁾。正保年間の国絵図調製以来五十余年を経て、古国絵図は内容が古くなったので、これを改訂して新国絵図を調製するようにとのことであった。このため幕府は元祿十年春から翌春にかけて順次に絵図改訂に関するいくつかの覚書を絵図担当諸藩に通達しているが絵図改訂の具体的要領を示す覚書は元祿十年四月に出している。その覚書については既に拙稿「元祿伊賀国絵図の調製について⁽³⁾」で紹介したところである。覚書は七カ条から成るが、うち四カ条が国境および郡境に関する内容であり、絵図改訂に際して幕府が境界の整備を強調したことが注目される。国境および郡境に関する条目の内容は次の如くであった。

一、正保二年以来論所等有之、裁許相濟候所者、古絵図と違候場所茂可有之候間、銘々御代官・領主又者寺社方江被相尋、左様之所茂有之者、新絵図ニ可被改之候

但、右論所之儀、国境・郡境之外之出入者不及吟味事

一、国境・郡境只今論所有之、内証ニ而不濟儀者公儀江訴、請裁許候様ニ被申達、裁許済以後、其所絵図ニ可被記事

附、只今及辯論、公儀江出候場所茂、出入相濟候以後絵図ニ可被記事

一、国境・郡境之外之出入者裁許無權、絵図仕立可被申事

一、借渡候古絵図、隣国之絵図仕候衆と申合、国境絵図之上ニ而改、相違有之所者、此方江可被相窺候事

つまり国境および郡境に関しては①正保二年以降の境論で裁決のあった箇所を修正すること②現在の争論個所で内談にて解決できない場合は公裁を仰ぎ、決着をつけたあとで新国絵図を調製すること③国境・郡境以外の論地では争論に構わず国絵図を調製すること④古国絵図で隣国との国境を照合し、相違があれば幕府へ問合せること——を指示していた。

幕府はこのあと同年五月、更に先の国絵図改訂要領の覚書を補足する二種類の覚書を通達している⁽⁴⁾。そのうち

一つは「国境絵図仕様之覚」であり、国境の記載要領を具体的に指示したものであった。国境の記載に関する独立の覚書を出したことは、国絵図改訂を機に国境糾正を意図した幕府の意向のほどを窺わせるものである。

国境絵図仕様之覚

一、国境近所古絵図ニ有之寺院・堂社・川筋・道筋・池沼、其外何ニ而茂、所之名記有之所、両国より不書出候様、可被相改候事

一、浦方有之国者小島环有之所、是又両国より不書出候様可被仕候、但、境目之中ニ当候所者、両国より書載可被申候事

右之分隣国之致絵図候人と申合逐吟味、一方より書上候様可被仕候、尤右之外何之しるしも古絵図ニ無之所者、前々之形ニ可被致置候

元禄十年丑五月

以上の如く元禄国絵図改訂では隣国との相互国境確認が義務づけられたため、全国で多くの論地を表面化させることとなった。しかし論地を未解決にしたままでの新国絵図調製は認められなかったため、国絵図改訂事業成就の時までには、これ等の論地はすべて内談あるいは幕府裁決によって決着がつけられ、全国の国境が確定される結果となった。

三、福岡藩の国境調査と論地の発生

筑前国は幕藩時代を通じて、ほぼその全域を福岡藩（支藩を含む）が領知するところであった。わずかに同国西端の怡土郡の約半分は公領と唐津（土井周防守）領が入込んでいた⁽⁵⁾。筑前国は東を豊前、東南を豊後、南を筑後、西南を肥前の四方面と国界を分かち、福岡藩にとってこれらの国界はそれぞれ小倉・幕府・久留米・佐賀の各領界と一

致していた。筑前福岡藩は国絵図改訂の直前に豊後境と肥前境の二カ所で境論を経験していた⁽⁶⁾。なかでも肥前境の境論は福岡領早良郡板屋・脇山・権原三カ村と佐賀領神埼郡久保山村の間で、背振山の両国境界をめぐる大々的に争論し、ついには公訴へと発展した。この境論は元禄六年に幕府評定所の裁決により筑前側の全面的な敗訴で決着がつけられていた⁽⁷⁾。

国絵図改訂の幕命はこの背振山境論裁決の四年後であった。この裁決では正保年間献上の両国古国絵図が証拠となり、筑前国絵図の国境記載の不備が原因となって、筑前側が敗訴する結果になった。福岡藩はこのにがい経験から国絵図改訂に際しては、国境筋の取扱いは格別の注意を傾けた。古国絵図は山岳・河川・集落等の位置および国界の方位に誤りが多かったことから⁽⁸⁾、全面的改訂の方針を決めた福岡藩では、隣国との国境確認に先んじて、元禄十一年十二月より分間方による本格的な測量を開始した。国境筋の測量について『黒田新統家譜⁽⁹⁾』は「国境は兼て其所の庄屋・百姓に課して境目にかりに榜示をなさしめ置きて分間を測る。所々に論地あれども是を決する事は此度の分間に拘る事にあらず。重ねて両国いひ談じて可相極事なれば、其旨を其所の庄屋より隣国にことわり置て、古来農家の説に任せて分間をはかれり」と記しており、測量に先立って福岡藩は国境筋各村の庄屋に命じて、隣国にしかるべき旨を連絡した上で国境標示杭を打たせ、論地にかかわらず測量を断行したことが知られる。

このような方法による国境筋の調査・測量の過程で隣国との論地が次第に表面化した。結局筑前国境筋の論地は豊前境に五、筑後境に一の合わせて六カ所であった。

一、筑前速賀郡中原村と豊前企救郡中原村の境(境川・堂カ峯)

一、筑前速賀郡大蔵村枝村田代村と豊前企救郡田代村の境(柿子坂)

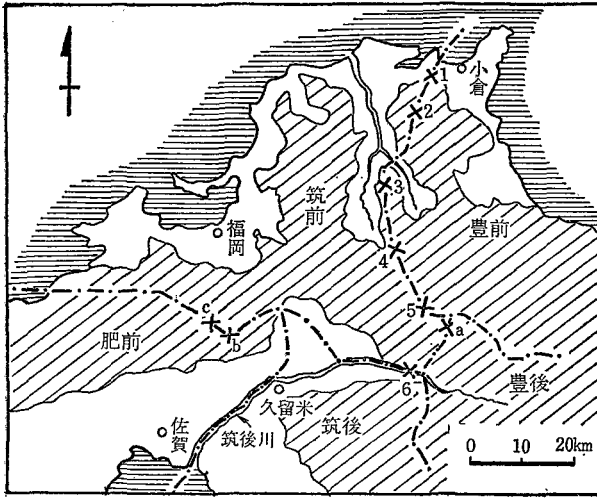


図1 国絵図改訂時の国境論地

- 1 境川・堂ヶ峰 2 柿子坂 3 烏尾峠 4 茶臼山・大王山 5 切株峠
6 筑後川(志波村) a 合築村論地 b 大野村地焼 c 背振山論地

- 一、筑前嘉麻郡鹿毛馬村と豊前田河郡系田村の境(烏尾峠)
- 一、筑前嘉麻郡上山田村と豊前田河郡猪膝村の境(大王山・茶臼山)
- 一、筑前上座郡小石原村と豊前田河郡落合村の境(切株峠)
- 一、筑前上座郡志波村と筑後生葉郡小江村の境(筑後川)

以上のほかに国境絵図照合に際して、肥前境の筑前那珂郡大野村と肥前神埼郡西小河内村の境界でも問題が生じた。豊前境の国境は響灘より釈迦岳東の筑前・豊前・豊後三国境までの凡そ七十キロメートルで、筑前が有する他国との国境筋のうち最長であるため、論地も多かった。豊後境は前述の如く、元禄四年に境論を決着させており、国絵図改訂時には論地は存在しなかった。

論地六カ所のうち柿子坂、烏尾峠、大王・茶臼山、切株峠の四カ所はいずれも筑前・豊前両国をつなぐ峠道が国境を越える個所である。幕府は当初、国境筋全域について厳密な界線の確認を求めていたが、余り厳密を期すと国絵図改訂事業の進捗に支障が出るので、結局は人跡の少ない国境筋については「峯筋境」「山腹境」などの漠然とした表現での確認を是認するに至

っていた⁽¹⁰⁾。しかし峠といえども道路が国境を越える個所では厳密な界線の取極が必要となり、その確定をめぐって争論が生じたものである。また残る二カ所の論地は共に河川国境筋であった。豊前境の境川と筑後境の筑後川はいずれも河道変動によって、部分的に国界線が川筋を離れ、筑前地所が対岸に入込む複雑な国境筋となり争論が生じた。

四、福岡藩の国境交渉と国境協定

筑前国境筋での論地の発生に伴う隣国との国境交渉は、元禄十二年春から翌十三年冬にかけて行なわれた。豊前境論地は小倉、筑後境は久留米の各藩が交渉相手であった。福岡藩の国境交渉はきわめて役人主導型で進められた。豊前境論地については元禄十二年四月、福岡藩は小倉に使者を派遣して相手関係役人の意向を打診させ、論地をすべて内談にて解決させる確約をとりつけた。その結果福岡・小倉両藩の絵図および那方関係役人等が、その後二度にわたって出会し、豊前境六カ所の論地について談合した。最初は元禄十二年十月九日に筑前若松別館にて出会したが、このときは小倉側の調査不十分で交渉は熟さなかった。二回目はその約一年後の元禄十三年十月十日に筑前箱崎別館にて出会し、このときの会談で豊前境五カ所の論地のうち切株峠を除く四カ所が、ことごとく図上にて決着をつけられた。切株峠については図上での決着がつけ難いとの理由で、箱崎会談の直後に双方が現地に赴き、論地を検分したうえで両国の境界が取極られた。箱崎会談での国境取極は九カ条、切株峠の取極は三カ条の覚書にまとめられ、豊前境論地は交渉の開始から約一年半振りに全てが解決するところとなった⁽¹¹⁾。

筑後境論地については、久留米関係役人との出会による直接会談は行なわれなかった。最初地元庄屋間で交渉が続

き、元禄十三年五月十五日に筑後吉井村大庄屋宅にて、更に同月廿八日には筑前久喜宮村触口宅にて、双方から近隣各村の庄屋等が出会して談合したが、解決の見通しはつかなかった。このため福岡絵図役人吉田久太夫と久留米同役人北川安右衛門間で筆談が重ねられ、元禄十三年八月に僅少の地所で争論して国絵図調製に支障がでては互に迷惑であるから、論地の河原を等分に分割することで基本的合意に達した。その後この合意に基づいて、地元で境界設定がなされ、最終的には同年十二月廿七日に解決した。

箱崎会談で豊前境論地五カ所のうち四カ所までが図上にて一決されたのは、境論の解決方法としてはきわめて大胆であった。『黒田新統家譜』によると、若松会談のときの交渉の一端に「小倉三カ村の百姓に口状を申付、持参候間、一覽せらるへきやと善左衛門（小倉絵図役人）申ける。十兵衛・九太夫（福岡絵図役人）申けるハ、双方百姓の申分を立て候てハ、いつまでも事すみましく候。百姓等少々不心得たり共、境目はとかく恰好よろしく様子に有度候。其元百姓申分を御立候へハ、此方も同前の事に候由申ける」とある。筑後境論地の交渉においても、福岡絵図役人が久留米同役人へ宛てた書状（元禄十三年七月）に「論地等分に分附してはいかが候へんや、於御同意ハ百姓共へ申渡、納得之上庄屋中今一応出会、相極候様に有之度」と書き送っている。これらは論地を地元民の納得にて解決させる努力より役人間での政治的解決を優先させた福岡藩の交渉姿勢を示している。福岡藩のこのような交渉姿勢は、国絵図献上を控えて国境論地の解決を急がざるを得なかったためでもあるが、同時に背振山境論の体験から、公裁に発展することを極力避けようとする配慮によるものと考えられる。

役人主導型の国境交渉であったため、国境取極はきわめて等分々割的であった。豊前境論地のうち柿子坂については、取極寛書の中に「歩割仕堅、割等分ニ相極申事」とあり、論地を機械的に等分に分割したことが知られる。鳥尾

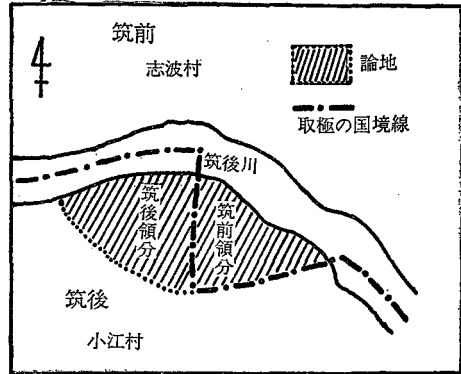


図2 筑後境論地概念図

峠では双方各自で設置していた境塚が齟齬していたため、両塚の中間を以って国界線とし、双方の境塚をこの界線まで引下げて、等分的に国境線が決定された。筑後境の河原論地でも前述の如く論地を「歩数等分に分附」することで界線が決定された。この等分々割で河原論地の東半分が筑前志波村地所、西半分が筑後小江村地所となり、筑後川の水面については河道が筑前地所に挟まれた部分は全部を筑前に帰属させ、河道が国境となる部分では水面も「半分筑後支配」と協定された。

同じ川筋国境である豊前境の境川論地では、河道が筑前地所に挟まれた部分の水面はその全部を筑前に帰属させ、河道が国境となる部分では「川の岸根」つまり河道の西岸を以って境界とし用水権を筑前側にも保障したうえて、水面全部を豊前へ帰属させた。境川は筑後川とは比較にならない

い小河川であるため、用水権の確保ができれば水面の利用価値は少なく、河道中央境の原則を筑前側が譲歩して国境を協定したものと推測される。豊前境中原村の論地のうち「堂ヶ峯」の山境部分では、山腹の「古来の道筋」を以って境界の線引きがなされた。しかし同所では界線が画されたものの豊前農民が国境を越えて筑前側で馬草を刈ることが容認されており⁽¹²⁾、半ば妥協的な解決であった。

肥前境では元禄十三年に福岡・佐賀両藩の役人が接渉し、双方で調製した国境絵図を借覧し合ったところ、筑前大野村の内地焼と肥前西小河内村の国境筋の形状が異なり、界線が齟齬することが分った。同所付近は那珂川上流の谷

川の浸食で地形が複雑であり、両国境界線は分水嶺を離れて谷川筋に下りており、曲折の多い不明確な国境筋であった。福岡藩では最初、この個所を論地と考えていたが、佐賀藩では筑前・肥前兩國の国境筋は背振山境論の幕府裁決による確定個所以外は、すべて古国絵図の通りであり修正の必要がないとして、この地を論地としない態度を保持した。このため福岡藩では同所を論地として国元で佐賀藩と交渉することをせず、江戸での交渉に委ねた。江戸では幕府絵図役人長浜治左衛門に相談し、幕府絵図役所の仲介によって双方の絵図を共に修正することで解決した。福岡藩では当初、自国調製の国境絵図は「規矩の器⁽¹³⁾」を以って測量した正確な図であるとして、修正に難渋の態度を示したが、結局「双方少の補正ハ諸国の通例」という幕府絵図役人の説得により、修正に応じた。この結果、肥前側に大きく突出していた筑前大野村の地所が、図上で幾分切断されることになった。

五、新国絵図の完成と福岡藩の国境整備

福岡藩は論地に構わず領民の主張に基づいて測量を進め、隣接国より早く元禄十二年七月に国境絵図と領分絵図を完成させていた。豊前境論地の交渉で同年十月、若松にて小倉側と出会したとき、福岡側では同藩が調製した国境絵図を提示したのに対して、小倉側では論地の調査さえ不十分であり、対照的であった。しかし国境交渉の渋滞により、その後福岡藩の絵図改訂作業は停滞せざるを得なかった。元禄十三年冬に至って国境論地が集中的に解決すると、同藩では翌春までに隣接各国との国境絵図交換（際絵図取交し）を済ませることができた。新国絵図はその下絵図を六月に本郷絵図役所へ提出して幕府役人の点検を受けたあと、幕府御用絵師狩野良信に依頼して清絵図が仕上げられた。福岡藩は絵図改訂の拝命後約四年半を経た元禄十四年七月廿二日に筑前新国絵図を幕府に献上して、その責務

を果した。

筑前新国絵図⁽¹⁴⁾は同古国絵図⁽¹⁵⁾に比較すると、国境筋の記載がきわめて詳細である。国境筋にある古城跡・堂社・大岩などの目標物が多く記入され、「此所ヨリ浦際迄之間西方川岸或田畠国堺」「此所ヨリ古川古城跡之方谷切山尾切谷川或畠国堺」といった要領で、国境筋の全域について界線の説明がなされている。また隣国へ通ずる道路が国境を横断する個所には、両国の最寄りの村間の距離が示されている。国境筋におけるこれら界線の説明と両国の最寄りの村間の距離について、隣接する豊前・筑後・肥前三国の新国絵図⁽¹⁶⁾と照合すると、いずれも記載内容が一致しており、幕府の指示に従い互に国境絵図を交換して国絵図が調製された様子が窺われる。

筑前新国絵図で国境標識の記載を調べると、「境石」「此所国境杭有」の記載が国境筋の七カ所に認められる。「境石」は豊前境の田代村(柿子坂)、「国境杭」は豊前境大蔵村、鹿毛馬村(烏尾峠)、上山田村(大王・茶臼山)、小石原村(切株峠)の四カ所と筑後境下浦村、乙隈村の二カ所である。これら国境標識の設置場所は、いずれも道路が国境を横断する地点であり、多くが絵図改訂時に論地となった個所である。

元祿十三年冬に役人間での国境取極が集中的に成立すると、各論地では役人立会で地元民による境界設定⁽¹⁷⁾がなされ、その後木杭や加工石による国境標識が設置されたものと考えられる。『黒田新統家譜』によると、箱崎会談(元祿十三年十一月十日)にて協定のできた豊前境論地四カ所については「其後十一月下旬、追々四カ所之境目に双方百姓出あひ、榜示を定め境石・杭木数十カ所に立」、切株峠については「廿七日双方庄屋・百姓証文に役人裏判を加へ取かわしける。今春(元祿十四年)に至て境石を立る」と記されている。また元祿十三年十二月に解決した筑後境論地については「今年(元祿十四年)四月十九日に至つて両国の庄屋・百姓再び出会、境石を立、絵図に写して其裏に

近辺庄屋中連名之証文を記して取かハしける」とある。国境標識は論地が解決した後、元禄十三年冬から翌十四年春にかけて、各論地毎に適宜設置されたことが知られる。

この記録によると、豊前境田代村（柿子坂）のほか小石原村（切株峠）と筑後境志波村にも「境石」が設置された筈であるが、新国絵図では前者に「境杭」、後者には全く国境標識の記載を欠いている。これは国境交渉の渋滞のため停滞していた国絵図仕上げ作業が、論地の解決をまって直ちに着手されたのに対して、「境石」の設置は段取に日時を要するため、下絵図完成の段階ではまだその設置をみていなかったためと推察される。筑前古国絵図には筑前境柿子坂と筑前・筑後・肥前三国境の二カ所に「境松」の存在が記されているだけである。筑前から隣国へ通ずる主要道路に国界の目標物として古来、松が植えられていたようであるが、加工石や木杭による国境標識の設置はなかったものと考えられる。前述の如く豊前境鹿毛馬村（烏尾峠）には絵図改訂前に境塚が存在したが、双方の出合によって設置されたものではなく境論の原因となった。元禄年間の国絵図改訂では筑前国境筋の全域が隣国との間で相互確認され、境論の末、界線が取極られた個所には「境石」あるいは「境杭」による国境標識が新設されて国境が整備される結果となった。

国境測量と国境交渉に努力を重ねて国絵図改訂を終えた福岡藩は、新国絵図献上の翌元禄十五年、領内国境筋の全庄屋に対して、国境の監視に関する七カ条の条目を通達している⁽¹⁷⁾。条目の内容は次の通りであった。

覚

- 一、御国境之儀、常々無油断見廻り、今度御国絵図出来之刻、相極候御境筋、永々違逆無之様可被相心得事
- 一、若他国より境目違逆之儀申越候は、相極候御境筋、全無相違趣速かに相答、其後役人え早々可申届候事

- 一、他領より御境目筋に新規之儀仕懸候刻、早速取除、尤先弘庄屋へ申届、役人え可申出候事
 - 一、御境目近き他領之内たり共、新規之仕方有之刻は、委細見届、役人え可申届候事
 - 一、村遠き御境目は、猶又平生心にかけて見廻可申候、并小道境・小川流尚又無油断、永代不相変様に入念可申事
 - 一、御国境入交たる所柄は、開作候か竹木植立候て、可然所柄は役人え可訴之、耕作之暇考可下知事
 - 一、此節相極候御絵図之通之御境筋、一步も他国へ不被奪、一步も他領を不貪様、堅固可相守儀肝要之事
- 右之条々、其村々庄屋・頭百姓・山ノ口第一念を入、尤其已下之惣百姓迄も、聊無油断可相守者也
- 元禄十五年壬午十月十七日

国絵図改訂に伴って確定した国境を遵守し、境論の再燃を防ぐよう指示したものであった。この国境条目の通達
は、絵図改訂での積極的姿勢と合わせて、国境の確定に意を用いた福岡藩の施策を裏付けるものである。

六、まとめ

元禄年間の国絵図改訂では幕府の指示で、隣接国と国境の相互確認が義務づけられていたため、全国的に国境論地が表面化した。しかし論地を未解決にしたままでの国絵図調製は認められず、論地を当事者間で解決できない場合は幕府の裁決によって決着がつけられた。絵図改訂時に幕府の裁決で処理された論地は、全国で百個所余にもものぼったとみられる⁽¹⁸⁾。このようにして国絵図改訂を機に全国の論地はことごとく解決し、全国の国境界が確定した。

筑前福岡藩は国絵図改訂の直前に肥前佐賀藩との背振山国境争論で敗訴するというにがい体験を有していた。しかもその敗因が古国絵図での国境記載の不備にあったことから、国絵図改訂にはきわめて積極的であった。国境交渉にも用意周到で、国境筋六カ所の論地をすべて内談にて解決することに成功した。更に同藩では新国絵図献上の後、領

内の国境筋全庄屋に対して国境条目を通達し、いったん確定した国境の遵守を命じ、国境争論の再発防止に意を尽している。

寛文から元禄年間に至る幕藩体制の確立期には、諸国の大名がようやく領内の内治に意を集中し始めたため、各地で境論が多発していた。幕府が国絵図の改訂を企画し、とくに国境の扱いを重視したことは、このような時代的背景によるものと推察される。国絵図改訂に伴う国境交渉は国絵図献上を遅延させないための配慮から、解決を急ぐ余り一般に役人先決的となり、いったん解決した論地で後日間もなく境論が再燃する場合も少なくなかったと考えられる。しかし全国的に境論が多発した時期に、国絵図改訂事業によっていったんは全国の国境論地が一掃されたのである。その政治的役割の大きさは推知に余りある。

註

- (1) 徳川実紀第六篇、国史大系四三、吉川弘文館、四九四頁
- (2) 好書故事、近藤正斉全集第三卷、国書刊行会、一一三頁
- (3) 拙稿、元禄伊賀国絵図の調製について、史学研究第一二一・一二二合併号、一九七四
- (4) 前掲(3)
- (5) 元禄年間には怡土郡八十七カ村の内三十五カ村が公領で、四カ村が唐津領分であった。
- (6) 豊後境の境論は筑前上座郡宝珠山村枝村合梁村(福岡領)と豊後日田郡鶴河内村枝村小鹿田村(幕府領)の谷川およびその上流の山境をめぐる境論であった。元禄三年夏に争論が発生し、同四年九月に内談にて決着した。
- (7) 拙稿、正保肥前国絵図の作成経緯について、佐世保高専研究報告、第十号、一九七三
- (8) 国絵図改訂で分間の責任者となった星野助右衛門と高島武助は、筑前国のはぼ中央に位置する竈門山に登って同国の十二

輯所収)によると「我邦算道の中興横川玄悦に相ついで天元正負の妙術を發揮せる者」とあり、測量の専門家であったと考えられる。

(9) 黒田家文書、福岡県文化会館所蔵

(10) 前掲(3)

(11) 箱崎会談での国境取極は次の如くであった。

元禄十三年十一月十日於筑前国箱崎村、宿久善左衛門殿・鮎川角兵衛殿・森戸弥一右衛門殿・茂呂正太夫殿江月成茂右衛門・黒田八右衛門・梶原十兵衛・明石三郎平・馬杉喜兵衛出会、境目御相談之上相極候覺

一、猪膝村境之儀、茶臼山之峯を割、谷川を限、大道橋東之際限、茶臼山の方豊前国田河郡猪膝村へ附申事

一、大王山道より尾筋谷限、がけ際より獄門塚の方田縁に至大道、橋東ノ際限、大王山の方筑前国嘉麻郡上山田村へ附申事

一、今度相極候豊前猪膝村之内茶臼山の方ニ筑前上山田村境有之候、此境築添笠置仕候時、水溜并荒手引上ヶ堀替地床、御用捨可有由相極事

一、鳥尾峠論申塚之儀、南ノ塚地蔵之地床共豊前国田河郡糸田村へ附、北之塚筑前国嘉麻郡鹿毛馬村へ附、両塚之間限境ニ相極候事

一、同所地蔵ハ筑前之地ニ引取安置可仕事

一、豊前国企救郡田代村と筑前国遠賀郡大蔵村之内田代村ニ論申柿子坂境之儀、歩割仕堅、割等分ニ相極申事

一、豊前国企救郡中原村、筑前国遠賀郡中原村境川之儀、筑前中原之地床豊前中原の方へ入込候所ハ、川不残筑前中原ニ付、其外ハ川西の岸を境に仕、豊前中原へ付申事(但書省略)

一、堂ヶ峰下三ツ石より堀そこなひ迄、古来之道筋境ニ相極申事(但書省略)

一、同所論所之外ニ有之筑前大蔵村之古島、豊前境ニ道附替可申事

(12) 郡典私志、日本農民史料聚粹六、三九・四〇頁

(13) 分間方星野助右衛門は国絵図改訂の測量に備えて、新種の測量器具を考案し製作したと伝えられる。三上義夫『日本測量

術史の研究』(恒星社厚生閣、一九四七)、一八六一—一九五頁参照

(14) 福岡県史資料、第八輯卷末附載図

(15) 福岡県史資料、第六輯卷末附載図

(16) 豊前新国絵図は福岡県史資料第五輯、筑後新国絵図は同資料第七輯のそれぞれ巻末附載図。また肥前新国絵図は控が佐賀県立図書館に保管されている。

(17) 福岡藩郡役所記録、福岡県史資料第四輯所収

(18) 羽賀与七郎、享保日本図作製に関する新資料について——盛岡藩の場合——、科学史研究、第五一号、一九五九